

弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話(第20回)

ここまでは自分でできる！弁護士に頼らない債権回収

2016.02.29

当たり前の話ですが、ビジネスではお金のやり取りが発生します。例えば、ある会社・個人が提供するモノやサービスを受け取った会社・個人には、提供されたモノやサービスの対価を支払う義務があります。

ただ時に、対価が支払われないトラブルが起こります。すでに引き渡したモノの代金が振り込まれない、毎月支払われるべきサービスの利用料が入金されない……。モノやサービスの提供者側は、こうした未払いのお金を相手方に要求する権利を有します。この権利を、法律で「債権」といいます。

多額の債権を回収するには、弁護士など専門職に依頼したほうがスムーズに進む可能性が高くなります。ただ、債権の金額がそれほど高額ではない場合などは、自分で取り組んだほうがいいケースもあります。少額債権の回収を、実際に事情を知らない専門職に依頼しても、説明に時間が取られたり、回収額の割に費用が掛かりすぎたりなどのデメリットがあるからです。

今回は、誰にでもできる、簡単な債権回収の方法を紹介します。「債権回収」というと、“弁護士を立てて裁判を起こす”というイメージを持つ人もいるかもしれませんが、まずは裁判や弁護士に頼らずに、簡単な方法から試してはどうでしょうか。

回収の第一歩は「支払いの督促」です。相手方(債務者)から支払いがない場合、まずは約束や義務を果たすように促す「督促」で、債権者への支払いの意思があるかないかを確認しましょう。

まずは書面で督促を試みよう… 続きを読む